

○東温市誕生 20 周年記念ロゴマークの使用に関する取扱要綱

(令和 6 年 3 月 19 日告示第 34 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、東温市誕生 20 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関する取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第 2 条 ロゴマークは、市民の市への愛着や誇りを高めるとともに、東温市誕生 20 周年を市内外に周知することを目的に使用するものとする。

(ロゴマーク)

第 3 条 ロゴマークは、別図のとおりとする。

(ロゴマークに関する権利)

第 4 条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に帰属する。

(使用の申請)

第 5 条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）

は、あらかじめ東温市誕生 20 周年記念ロゴマーク使用承認申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 東温市及び東温市職員が業務に関し使用する場合
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校が教育の目的で使用する場合
- (3) 東温市誕生 20 周年記念事業として市長が認めた事業若しくは市が共催又は後援する事業（以下「記念事業」と総称する。）において使用する場合
- (4) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (5) 個人が営利を目的とせず利用する場合
- (6) その他市長が申請を要しないと認める場合

(使用の承認)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、使用の承認をするときは、東温市誕生 20 周年記念ロゴマーク使用承認通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、使用の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用の承認をしないものとする。

(1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合

(2) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張の表現その他これらに類する目的のために利用していると誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められる場合

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者が使用のおそれがあると認められる場合

(4) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められる場合

(5) その他市長が使用について不適當であると認めた場合

2 前項の規定によりロゴマークの使用を承認しないときは、東温市誕生20周年記念ロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(遵守事項)

第8条 ロゴマークの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）

は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ロゴマークは、デザイン、縦横の比率、配色等を変更して使用しないこと。

(2) ロゴマークの使用は、承認された内容にのみ使用すること。

(3) ロゴマークを自己の商標若しくは意匠に使用せず、又は商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。

(4) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) ロゴマーク等を使用した物品の製造又は役務を第三者に委託して行わせる場合は、その委託を受けた者がこの告示の規定に違反しないよう、管理及び監督し、その他必要な措置を講ずること。

(6) ロゴマークを使用した物品等を有料で販売する場合にあっては、その販売する価格は、ロゴマークを使用する前の額と同額以下の価格又は類似の既製品の価格と同等以下の価格とすること。

(7) その他市長が必要と認める事項を遵守すること。

(使用物品等の提出)

第9条 使用者は、ロゴマークを使用した物品等（以下「使用物品等」という。）を作成したときは、遅滞なく当該使用物品等を市長に提出しなければならない。ただし、当該使用物品等の提出が困難であると認められるときは、写真その他当該使用物品等の使用状況が確認できる物の提出をもって、これに代えることができる。

(使用期間)

第10条 ロゴマークの使用期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、ロゴマーク等を使用する事業の準備、周知等のため必要があると認められるときは、この限りでない。

(使用料)

第11条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(使用の変更承認)

第12条 使用者は、申請書に記載した内容に変更がある場合は、あらかじめ東温市誕生20周年記念ロゴマーク使用内容変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、内容の変更を承認するときは東温市誕生20周年記念ロゴマーク使用内容変更承認通知書（様式第5号）により、内容の変更を承認しないときは東温市誕生20周年記念ロゴマーク使用内容変更不承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(使用の承認取消し)

第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとする。

(1) 第7条第1項又は第8条の規定に違反していると認めた場合

(2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けた場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、ロゴマーク等を継続して使用することが不適當であると市長が認めた場合

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し東温市誕生20周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、前項の規定による通知を受理した日から、当該使用物品等を使用してはならないものとする。

（責任の制限）

第14条 ロゴマークの使用によって、使用者と第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合において、市長は一切の責任を負わないものとする。

（庶務）

第15条 ロゴマークの使用の承認に関する庶務は、総務部企画政策課において行う。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年3月19日から施行する。

（失効等）

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第14条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

東温市誕生 20 周年記念ロゴマーク使用承認申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

東温市誕生 20 周年記念ロゴマーク使用承認通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)

東温市誕生 20 周年記念ロゴマーク使用不承認通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 12 条関係)

東温市誕生 20 周年記念ロゴマーク使用内容変更承認申請書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 12 条関係)

東温市誕生 20 周年記念ロゴマーク使用内容変更承認通知書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 12 条関係)

東温市誕生 20 周年記念ロゴマーク使用内容変更不承認通知書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 13 条関係)

東温市誕生 20 周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書

[別紙参照]

別図(第3条関係)

ロゴマーク (カラー/いのとん)



ロゴマーク (モノクロ/いのとん)



ロゴマーク (カラー)



ロゴマーク（モノクロ）

